

# 水と土と人と

## ■菊池台地の農業開発

菊池台地の広大な土地資源は、将来

に大きな発展の夢を含んでいる。そして、その開発は、まず水の効果的な利用がポイントに……。

開発の必要性とか、または緊急性とかを決定する最大の決め手は、開発される地域がおかれている地理的及び社会的条件であり、その地域における産業開発の方法とし最も効果的、かつ必要性の高いものから手掛けられるのは当然のことである。

菊池台地の地理的条件をみるに、東は阿蘇西外輪山麓、北は菊池市八方岳山麓、南は白川北岸、西は金峰山麓まで展開されている台地であって、本県の中心部に近い「地の利」と、おおむね平坦で広大な土地資源を有していることである。

また、社会的条件のなかで特色あるものとして道路網の発達があるが、台地の西辺部を国道三線が、南辺部を五七号

線（九州横断道路）が、北辺部を城北開

発横断道路と近いうち着工予定の「阿蘇スカイライン」が走るほか、主要地方道路が地域内に分布しているが、これは熊本市の近郊という立地条件から、地域の未来像に大きな夢を持たせる条件を具備している。

さらにまた、四十一年から予定されている九州縦貫高速自動車道も台地の西寄りから南に貫通する計画である。

このように地理的及び社会的条件は菊池台地の開発に有利に働いているが、さらに掘り下げて菊池台地の産業構成を分析してみると、結論として今後、本地域の開発を促進させる唯一の方法は「水」を導入し、これをもっと効果的に利用し得ることである。

菊池台地の産業構成の特色としては、農家率の高いことである。すなわち、昭和三十五年における農家率は、全国二九・九、県平均四三・三に対してこの地域は

五七・七であって、農業への依存度が極めて高く、しかも、その傾向は、昭和三十

五年から四十年までの五年間における農家数の減少率をみても、全国が六・五割減と目立っているなかにあつて、菊池台地では逆に僅かながら増加していることであつて、これは重要なことである。

このことは、地域産業が農業以外にみるべきものがないことを示していることになる。

また、産業別生産所得でも、総額の五〇％を農業が占めており、県平均の二〇％に比較すると農業への依存度が二・五倍と極めて高い。

このように、菊池台地の農業は、本地域の主要産業であつてかえれば、農業の開発振興こそ菊池台地開発の本命であるといふことができる。

菊池台地の農業開発を語る前に、現在のこの地域の農業を再認識する必要がある、これを出発点として将来の開発の方

向を生み出すべきである。そのために菊池台地農業の特色を列挙してみれば次のとおりである。

- (1) 農業への依存度が高い割に、耕地に対する畑地率は県平均が四六・五であるのに対して、この地域は平均五九・五であつて、そのため地域の反当り土地生産性は他地域に比べて極めて低い。
- (2) 畑地率の高いこの地域の耕地について、近年開田、果樹園が増加し、普通畑が大幅に減少している。
- (3) 畜産については、過去五年間において、農用機械の普及によつて、馬は五〇％増、役肉用牛は横ばい状態を示しているが、乳牛一〇・三％増、豚一五六％増、鶏五五％増といずれも著しい伸長を示している。
- (4) 現在は、作物の作付規制がほとんど実施されておらず、農産物の流通機構も未整備である。また、農家の開田に対する意欲は強いが、共同作業などの

意識は極めて低調であつて、これらが地域農業の発展を阻害している要因にもなっているが、新しい農業の芽ばえとして農業構造改善事業や、農業機械化実験集落事業、乳牛の育成牧場、カラーの集約栽培など共同経営が一部で実施されている。

(5) 自然的条件として、この地域は一般に温暖多雨地帯ではあるが、海岸地帯と比較するとやや内陸型気候となつて

いる。特に夏季において年一回は一三日程度、二年に一度は二〇日程、六年に一度は三〇日以上の連続無降雨日数があり、このことは保水力のない火山灰の軽しう土壌と相まって畑作栽培に致命的な欠陥を与え、そのために機械的栽培を余儀なくされている。しかし、夏季に夜間温度が低くなることは乳牛の保健上好ましく、他の低平地帯と比較して夏季の産乳量に好影響を与えている。

(6) 台地の北部（うてな台地）および東部（阿蘇外輪山麓）には、冬季に気温の逆転現象が起り、霜の発生がきわめて少ない地帯があつて、近年は前者には「柿」、後者には「みかん」が栽培

され、また台地の一部では「栗」の集団栽培などがみられるが、夏季の強風による風害を防止するため防風林や防風垣を設置する必要がある。

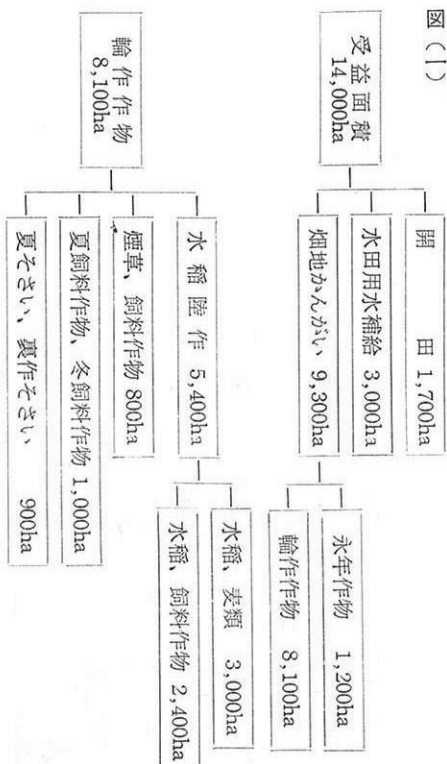
(7) 農家経営規模は、専業農家が一万二八五七戸で六六％を占め、県平均の四

三％に比べて極めて多く、第一種兼業農家が一八・八、第二種兼業が一六・六である。

また、総農家戸数一万九、五九二戸のうち一戸当り一畝以上の経営面積を有する農家は九、七九五戸で約五〇％を占め、特にそのうち一・一・五畝の経営規模を有する農家は四、九六六戸で全体の二五・三％を占めているが、反面約三、〇〇〇戸ほどの専業農家が一畝未満の零細農家である。

以上が菊池台地の農業の実態であるが、これを理想的農業経営の姿に組みかえることが、菊池台地農業開発のねらいである。

構想的試案として次のことを考える。  
1. 事業が完了し、管農が安定するまでに今後十五年を要するものとし、目標年次を昭和五十五年ごろとする。



2. 開発の目的は、関係農家の所得増加労働条件の緩和、生活環境の改善を図ることである。

3. 開発面積を一万四、〇〇〇畝とし、土地利用の模式図を図(一)のとおり想定する。

開発面積一万四、〇〇〇畝に要するかんがい用水の確保については、県においては昭和三十五年から菊池川の水資源開発の調査を進めてきたが、開発地点（ダム地点）に恵まれず、かつ菊池川の流量が乏しいために、現在における開田、畑かんの水源を専ら深層地下水に求めている関係もあつて、今後抜本的な水利開発が必要であるとされてきた。

たまたま、国は、水資源開発促進法にもついで、利根川、淀川に次いで昭和三十九年十月十六日筑後川の水系指定を行つたので、この機会に県は筑後川水

系開発計画の中に菊池台地に対する水利開発計画を織り込むよう強く要求した。

しかしながら、経済企画庁が昭和四十年十一月三日に示した「筑後川水系における水資源開発基本計画案」には「菊池台地及び国東半島の水需要及び供給については、調査の進捗にともない必要な措置を講ずるものとする」との極めてあいまいな表現をとつた。そこで県は、これをなまぬるいとして訂正を要求した結果、昭和四十一年二月三日に正式に決定をみた基本計画では「速やかな調査と相まって必要な措置を講ずるものとする」と改訂された。しかしながら、政府の意図するものは、菊池川自体の域内河川の開発を進め、それでもなお不足する水を筑後川から分流しようという考え方に立っていると思われるが、そのためにはいくつかの試案を検討する必要がある。

次に、水が供給された場合の導入作物に、なにを選ぶかは重要な問題であるが苦勞して分水した高価な水全部を安易に開田用水に使用して水稲栽培するだけでは、決して生産所得の増大にならないわけ、要は農民の自覚による経営方式を改革する努力が求められるであろう。

そのためには、畑地をほ場整備し、共同作業による大型農業機械を駆使して労働生産性をあげることも考えるべきであり、地域の気象条件、立地条件をもっと生かした農業経営を樹立することが今後の菊池台地農業に対する課題であろう。

